

# 東近江市 DX(デジタル・トランスフォーメーション) 推進計画

## 【概要版】

令和5年3月



## 計画の位置付けと基本方針

第2次東近江市総合  
計画後期基本計画

自治体DX  
推進計画(国)

「うるおいとにぎわいの  
まち東近江市」の実現

全国の自治体に対し  
最適なDXの実現を推進

東近江市DX推進計画  
【令和5年度から7年度まで】

目標

市民がデジタル技術による便利さと生活の  
豊かさを実感できる社会

実現

### 「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」

東近江市でのDXの実施に当たり、3つの基本方針を定めます。  
市が率先して、デジタル化による行政サービスの向上に取り組むとともに、生活の豊かさ  
に欠かせない分野での価値創出を目指します。

基本方針	主なテーマ
1 市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"><li>行政手続のオンライン化を推進</li><li>マイナンバーカードの新たな利活用を推進</li><li>暮らしにつながる行政サービスのデジタル化を推進</li></ul>
2 新たな価値の創出による 先進的なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>生活に密接に関連した分野のデジタル化を推進 (健康、医療、介護、教育、子ども、防災、公共交通、農林水産業、インフラ)</li><li>データの連携や分析環境の整備</li><li>ホームページ及びスマートフォンアプリの活用を推進</li></ul>
3 行政事務の効率化を推進	<ul style="list-style-type: none"><li>20の業務システムの全国共通クラウドへの移行 (地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の定めによる)</li><li>デジタルによる効率的な働き方を推進</li></ul>

# 東近江市DX推進計画 実施するDX事業の内容について

基本方針の実現に向けた取組体系として、次の5つの事業区分を掲げ、それらの項目ごとの目的に向けた検討を実施し、その確実な実現により、本市におけるDXを推進します。

1 市民サービスの向上

2 新たな価値の創出による先進的なまちづくり

3 行政事務の効率化を推進

方針の実現

事業区分

① 行政手続のオンライン化

② マイナンバーカードの利活用

③ GIS及び地理空間情報の活用

④ 市民目線のデジタル技術を活用

⑤ デジタルによる業務手法の改革

## ① 行政手続のオンライン化

### 事業区分の概要

申請、支払、還付、通知等の各種行政手続をオンラインで行うことができる環境を次の視点で整備します。

- 行政手続のオンライン化及び支払手続のキャッシュレス決済対応
- 行政手続におけるLINEやショートメッセージ（SMS）による連絡環境の提供
- 各種郵送・配布物のオンライン対応

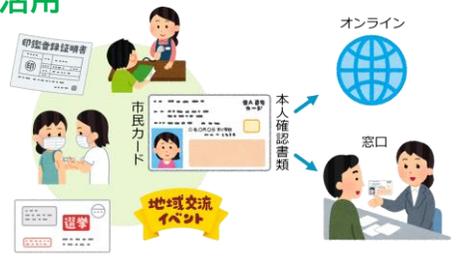


## ② マイナンバーカードの利活用

### 事業区分の概要

マイナンバーカードの交付を推進するとともに、対面及びオンラインによる手続時の本人確認書類としての利用促進及び既存カードとの一体化を次の視点で推進します。

- マイナンバーカードと既存カード（印鑑登録証、図書館カード等）の統合
- マイナンバーカードの新たな利活用の検討



## ③ GIS及び地理空間情報の活用

### 事業区分の概要

位置情報を含む地理空間情報について、データとして統合し、情報の公開や二次利用を次の視点で推進します。

- GISの統合による地理空間情報の一元管理とデータの公開
- データの二次利用及び防災・まちづくりシミュレーション等への活用検討



## ④ 市民目線のデジタル技術を活用

### 事業区分の概要

生活に直結する分野について、デジタル技術を活用し、新たな価値の創出による先進的なまちづくりを次の視点で推進します。

- ホームページの更新とスマートフォンアプリの活用を推進
- 生活に密接に関連した分野でのデジタル技術の活用
- デジタルデバイド（情報格差）対策の実施



## ⑤ デジタルによる業務手法の改革

### 事業区分の概要

データによる内部事務処理の推進に向けたデジタルツールの整備及び職員が活用するための教育メニューの提供を次の視点で実施します。

- 電子決裁、デジタル資料及びペーパレス化によるリモート環境整備
- デジタル化により蓄積された情報資産を分析し活用するツールの整備
- 職員向けデジタル教育メニューの運用とコミュニケーションツールの活用

